



マイナンバー制度施行後の世界 (IRSME15008)

平成 27 年 6 月 29 日 山本 貢郎

■ マイナンバー制度の概要

2015 年 10 月に各個人にそれぞれの番号「マイナンバー（12 桁）」が通知カードにより通知され、2016 年 1 月から社会保障・税・災害対策の分野で番号の利用がスタートする。政府はマイナンバーによってより正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化や、行政事務の効率化を図ることができると期待している。

年金事務所や市役所に提示することで、たとえば厚生年金の裁定請求の際に、今まで必要であった住民票や課税証明書の添付が不要になったり、国民健康保険加入の手続では、退職前に加入していた健康保険の被保険者資格喪失証明書の添付が省略可能になる予定だ。

将来は社員証やクレジットカード、キャッシュカードなどでも使えるようにする計画もあり、コンビニでの住民票の発行などサービスへの活用も増えそうだ。

■ 事務作業以外の影響がある企業とない企業

個人や企業にとって、個人情報漏えいの心配や取扱いの煩雑さが想定されるが、制度の施行により、利便性の向上や税金や社会保障負担での公平・公正感も期待できる。しかし一部の個人や企業には、制度の導入により少なくない影響が予想される。まだマイナンバーの利用範囲など未確定な部分はあるが、施行後の世界を予想してみよう。

【マイナンバー施行後の影響】

1. 社会保険料強制徴収による倒産企業の増加
2. 建設や運送業などの請負個人事業主の選別と直接雇用化
3. 国民年金保険料の強制徴収による個人破産の増加

これらは、先に述べたとおりマイナンバー制度により税と社会保障、将来は預金口座などの情報が一つでつながることが理由だ。

例えば、社会保険に加入しなければならない企業や事業主であっても、企業として加入していない場合や、パートやアルバイト社員を社会保険や雇用保険に加入させていないことが散見される。また、個人事業主によっては所得を減らして申告をしたり、場合によっては申告をし

平成 27 年 6 月 29 日

(IRSME15008) マイナンバー制度施行後の世界

ていなかったりするケースも見られる。

今までは社会保険と税の情報がつながっていなかったために、社会保険未加入や効率が悪い税務調査はあまり行われなかった。しかし将来的にはマイナンバーによりすべての情報が結びつくため、決算書や外注への仕事の依頼書や発注書・請求書、源泉徴収票、場合によってはマイナンバーが付与される予定の銀行や証券口座の状況から、ピンポイントに調査し、強制的に徴収されることも出てくるだろう。実際、内閣官房のホームページにはマイナンバー利用の想定として、外部の方に講演や原稿の執筆を依頼し、報酬を支払う場合、報酬から税金の源泉徴収をしなければならないため、マイナンバーを提供してもらおうと例示されている。

つまり、これまでも法律を順守してきた会社や個人は事務作業以外の影響はないが、不正に社会保険未加入の法人や、パートタイマーやアルバイトが社会保険・雇用保険に加入していなかったり、外注先が正確な確定申告をしていなかったりすると、その影響は小さくないことが予想される。

既に昨年中から、社会保険の未加入や個人の国民年金の未納に対しての調査を増やしていたり、白色申告者にも記帳・帳簿等の保存が義務付けられたりする動きが出ているが、マイナンバーはその動きを加速させるだろう。

また以前から問題になることが多い、失業保険や生活保護の不正受給の摘発も大幅に増えることが予想される。失業保険受給期間中のアルバイト収入は申告が必要であるが、今後はマイナンバーにより失業中の所得が正確に把握され、不正受給が発覚するケースが増える。もちろん生活保護の不正受給も同様である。

■ まとめ

やっと話題に上ることが多くなったマイナンバーだが、現時点ではマイナンバーの収集と管理の対策に終始している。しかし、現時点で法律を順守出来ていない企業や個人は、できるだけ早いうちからマイナンバー施行後の対策が必要だ。

社会保険未加入への対応としては、社会保険加入した場合の負担額シミュレーションを実施し、負担を考慮した売上・利益計画を立案しなくてはならない。また保険未加入のパートやアルバイトに対しては、社会保険加入希望の確認と共に、勤務日数と時間を調整するなどし、社会保険加入条件を満たさないパートタイマーの活用の検討（シフト制の確立や、ワークシェアリングなど）が必要になるだろう。

また、外注先が無申告を指摘されると、業務の受託に支障が出てくることも予想される。無申告の外注先を使っていたことで、仕事を受注できないこともあり得るだろう。外注先として

平成 27 年 6 月 29 日

(IRSME15008) マイナンバー制度施行後の世界

個人事業主との契約がある場合は、外注先が正確な申告をしているかを出来るだけ早い時期に確認し、正確な申告をするように促す必要がある。

海外資産が各年末に 5,000 万円を超えている場合の申告義務が 2013 年度末にスタートし、2015 年 1 月からは相続税法の改正により基礎控除の縮小、そして今後証券口座にもマイナンバーを関連付けられると、行政に個人のほぼ全ての財産が容易に把握されることになる。今後は今まで以上に正確な申告が求められることが予想されるが、相続時精算課税制度や教育資金贈与、事業承継税制などの制度を十分に活用しながら、個人の相続対策や中小企業オーナーの事業承継対策にできるだけ早く取り組みたい。(了)